

議案第1号

高根沢町印鑑条例の一部改正について

高根沢町印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町印鑑条例の一部改正の概要について

1 改正理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正により、利用者証明用電子証明書を個人番号カードのほか、スマートフォン（移動端末設備）にも記録することが可能となったことから、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容（第 14 条）

- (1) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付）におけるスマートフォンの利用について定めます。
- (2) 文言の整理をします。

3 施行日

規則で定める日

高根沢町印鑑条例の一部を改正する条例

高根沢町印鑑条例（昭和52年高根沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（第14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を利用することにより、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、<u>印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。</u>）で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、<u>証明書等を交付する機能を備えたものをいう。</u>）で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。